

日 時 : 平成 24 年 7 月 17 日(火) 18:00 ~ 19:50

場 所 : 建築士会 会議室

出席者: (副委員長) 長田 喜樹

(委 員) 芝 京子、石井 明、二宮 智美、山成 芳直、菊嶋 秀生、福井 通  
高橋 聡、毛塚 尚男

(担当常任理事) 村島 正章

(オブザーバー) 花方 威之

(事務局) 佐川事務局長 田中職員

欠席者: (委員長) 金子 修司

(委 員) 山根 三郎、長谷川 行彦、加藤 清、永井 香織

#### < 確認事項 >

##### 1 前回(6/19)議事録の確認【資料 1】

事前に送付された議事概要(案)について、会長より「会員増強に係る特任組織設置」に係る議事について補足説明があり、その後異議なく承認されました。

[質疑応答]

問: 役員会及び常任理事会へは事後報告とのことですが、それぞれ ML がありますので、このような案件については、速やかに伝達していただきたいと思います。

答: メールでは失礼かと考えました。支部長・委員長会議のメンバーに対しても、開催日(8 月 6 日)前に ML にお流します。

**特任組織の設置について、総務企画委員会で追認されたこととして支部長・委員長会議にお知らせすることとなりました。**

#### < 協議事項 >

##### 1 「SALON」原稿案について

巻頭言【資料 2-1】

会長より説明

・会長個人の発言としても、言い過ぎではないかということがあればご指摘ください。

担当常任理事より

・私見ですが、これまでの経緯を踏まえると、若干言い過ぎの部分もあると思います。

委員より

・資料 3-1 を見ると、多くの他士会が公益社団に移行していますので、神奈川士会はなぜ移行できないか説明できるようにしておくべきです。

特集「どう変わる!? 公益法人改革」【資料 2-2】

賛助会イベント実施中!【資料 2-3】

副委員長より説明

・委員会としての見解となりますが、会長の巻頭言と重複が生じないよう、一部を削除すべきかもしれない。

**特集記事の一部を削除することとなりました。**

## 2 新法人制度対応について

全国都道府県 新法人移行状況【資料 3-1】

[質疑応答]

問:表の空欄箇所の県は、把握できていないということですか。

答:その通りです。ホームページでは総会の議事内容を一切掲載していない士会も多いです。

会長より補足

・空欄箇所の内、士会及び士会は一般社団です。関内管内で公益社団へ移行する士会はありません。また、本会の法人税は収支ギリギリのため非常に少額ですので、(公益社団となった場合に受けられる)税制上の優遇はほとんど関係ありません。

公益目的支出計画について【資料 3-2】

会長より説明

・本件について、県との調整は済んでおりません。あくまで考え方をお示しいたします。本会の場合は、対象となる事業は従来からの事業となります。制度的には、従来から継続して行っている事業についての審査は、的確に行ってもらえるのではないかと思います。

副委員長より

・公益目的事業に、多くの委員会の活動を含めていますが、公益目的支出計画は赤字となる事業です。該当の委員会内で、自力での資金調達を図り、赤字を解消しようという努力の芽を摘んでしまうことはないでしょうか。

委員より

・仮に公益目的事業に位置付けたとしても、過剰な公益性を求めるものではない旨を追記すべきだと思います。収益事業や共益事業なら自由な活動ができます。

[質疑応答]

問:将来的に公益社団を目指すのであれば、公益事業をしっかりと(、広めに定義)しておく必要があるのではないのでしょうか。

答:士会の事業は、建築士試験の実施等非常に公益性の強いものです。一般社団は、公益目的財産を減らす必要があるため、公益性が高い事業であっても収益を上げている事業を公益目的支出計画の対象事業に含めると、計画が達成しにくくなってしまいます。なお、公益社団となった場合は、公益目的支出計画を出さなくてもよいというメリットがあります。

副委員長より

・ご質問の意図は、公益目的支出計画の事業の幅を広げてはいかがですかということではないでしょうか。たとえば建築士の指定登録機関業務はいかがでしょうか。

指定登録機関業務は、特別会計を設けており、県へ報告する際に事業収支を明示しています。収支が恒常的に赤字となると、経営が不安定で機関としては不適格とされる恐れがあります。

会長より補足

・一般法人移行後は、経営そのものではなく、公益目的支出計画のみが、県の審査対象となりますので、個別事業の収支に対する事細かな指導はなくなると思います。

担当常任理事より

・技術支援委員会及び地域貢献活動特別委員会における公益色の強い事業とそれ以外の事業の振り分けは、委員会としても検討せざるをえないと考えています。また、技術支援委員会内に景観整備機構準備部会がありますが、景観整備機構として指定を受けた場合、公益目的事業のほか、収益事業としての受託業務を行うことも考えられます。

[質疑応答]

問：現在の士会に有力な収益事業があるのですか。

答：現在はありますが、将来的には収益をあげる事業も必要と考えられますので、検討が必要です。

問：委員会の在り方についても、議論が必要になると思われます。

答：なお、公益目的支出計画は、認可後も変更可能ですので、これから検討しても反映することができます。

会長より補足

・委員長より、担当委員会の活動内容の詳細について情報をいただければ、公益目的支出計画の書類作成がスムーズになりますので、支部長・委員長連絡会議でご協力をお願いする予定です。

[質疑応答]

問：支部活動は、主として共益事業と位置付け、公益目的支出計画に含めないとのことですが、「我々の支部は公益事業もやっている。なぜカウントしないのか」という意見が出ることも考えられます。

答：支部活動を制限してしまうおそれがあること及び支部会計まで公益目的支出計画の詳細な審査対象となってしまうため、公益目的支出計画より除外しました。

副委員長より

・P15～24は、個々の事業のどんな部分を公益目的事業としてカウントしたかの説明です。目を通していただき、不適切な記述があればお知らせください。

#### <報告事項>

##### 1 ハリテ・シマネ・ジャーのネットワーク化について【資料4】

事務局より説明

・事務所協会及びJIAで独自に行っている関連事業もあるので、7月27日に開催される神奈川県建築会議に諮ります。

会長より補足

・ハリマネは士会の会員に限定しておりません。連合会からの依頼ですが、三合意のもとで進めていきたいと考えています。

担当常任理事より補足

・兵庫県では、阪神大震災で洋館等歴史的建造物が壊れたことをうけ、ハリマネに力を入れています。神奈川士会では、昨年よりハリマネ講座をやっていますが、JIAでも力を入れています。

[質疑応答]

問：士会連合会で事務所協会やJIAとの調整はしているのですか。

答：していないものと思われます。

問：ひょうごハリテ・シマネ機構 H<sup>2</sup>O 規約第4条の地区は支部を意味するのですか。また、第6条に原則として地区に所属するというのは建築士会に所属することを意味するのですか。

答：活動は地区が主体となっており、その集合体が士会というイメージです。兵庫県では、元々兵庫士会がハリマネ講座を開催していたということもあります。

会長より補足

・神奈川県建築会議の事務局は建築士会ですので、建築士会の名称を使用して、事務所協会及びJIAとともに組織できればと考えています。事実上は、技術支援委員会で動いていただければ、と考えています。

2 第 55 回建築士会全国大会「いばらき大会」日帰りバスツアーの追加募集について【資料 5】

事務局長より説明

会長より補足

・既に会報等でご案内した行程は、茨城士会より従来以上の人数の参加要望があったため、普段士会の活動に参加されていない方にも参加していただきたいと考えて企画したものです。これに対し、追加行程は交流セッションに参加することを狙った行程となっています。交流セッションは普段から士会の委員会活動をされている方が参加するものですので、各委員会を支援することを目的に企画いたしました。会員全員を対象としたものではないため、会報等でご案内しておりませんが、今後の周知については、本日のご意見を伺って対応したいと思います。

担当常任理事より

・追加行程について、申込者が 30 名に満たないと実施しないということですが、本日現在で 20 名程度の申込状況です。また、開催士会から要請された参加者数の目標をどう達成するか、という問題もあります。

事務局長より補足

・支部、委員会へはご案内済みです。今後はメルマガ等で周知をいたします。

会長より補足

・午前中にも交流セッションがあり、その参加まで話が膨らんでしまうと対応は難しくなります。

3 平成 24 年二級建築士試験「学科の試験」の実施結果等について【資料 6】

事務局長より報告

4 神奈川県建築会議 設立總會等について【資料 7】

事務局長より報告

その他-建築士免許偽造等の新聞記事について

事務局長より報告

次回は平成 24 年 9 月 18 日(火) 午後 6 時からの開催です。